

# 税 務 だより



## 新型コロナウイルス感染症による事業用固定資産税の軽減

新型コロナウイルス感染症の影響で、事業収入が減少している中小事業者等に対して令和3年度分に限って事業用家屋と償却資産に対する固定資産税（土地は対象外）の軽減をおこないます。

対象は、令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入の対前年同期比減少率により軽減されます。詳しくは町ホームページをご覧ください。

申告にあたって、あらかじめ認定経営革新等支援機関等に申告内容の確認を受ける必要があります。支援機関等については、中小企業庁ホームページをご覧ください。

申告は、令和3年1月4日(月)から2月1日(月)までに役場税務課に提出

してください。なお、感染症予防のため、可能な限り郵送またはe-TAXによる申請にご協力ください。

## 家屋調査にご協力を

令和2年1月2日以降に完成（新築・増築）した家屋については、令和3年度から固定資産税の課税対象となるため、家屋調査をおこなっています。

これは、建物（居宅・車庫・物置等）の構造や使用されている資材を調査して、固定資産税を算出するためのもので、事前に調査日時を調整し、当日は職員が訪問しておこないます。

調査は、家の中に入らせていただき、建築確認の書類や建築図面などをとくに各部屋の資材を確認させていただきます。ご協力をお願いいたします。

## 問合せ先 税務課

☎95-1113



## 小牧税務署からのお知らせ

- 確定申告には、ご自宅からパソコン・スマートフォンでご利用いただけるe-Taxが便利です。
- 多くの方が訪れる確定申告会場に出向がなくても、マイナンバーカードとICカードリーダライタまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンがあれば、e-Tax(電子申告)を利用して申告書を提出できます。また、事前に税務署でID・パスワードの発行手続きをおこなっていただければ、マイナンバーカードとICカードリーダライタ等をお持ちでない方でもe-Taxをご利用できます。
- 次の確定申告では、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からも、より安心・安全な自宅からのe-Taxをご利用ください。

問合せ先 小牧税務署 ☎0568-72-2111

## 確定申告、町・県民税申告の注意点

### ▽扶養控除

扶養控除には所得の制限がありません。前年の合計所得金額が48万円を超える方は、被扶養者にはできませんのでご注意ください。また、2人以上が同一人を重複して扶養控除の対象とすることもできません。

### ▽障害者控除等

障害者控除、ひとり親控除、寡婦(夫)控除の適用漏れにご注意ください。

### ▽住宅ローン控除

さい。前年に申告した控除が引き継がれることはありません。

住宅ローン控除の適用を受けられる方は、1年目は必ず3月15日までに確定申告をしてください。期限を過ぎますと住民税の住宅ローン控除は受けられません。また、2年目以降も、勤務先の年末調整で住宅ローン控除をされない方は3月15日までに確定申告をしてください。

問合せ先 税務課 ☎95-1112